日金協発第２０－１３５号
平成２１年　１月３０日

エースプランニング
代表者　伊佐　究 殿
（日本貸金業協会会員第００２７４７号）

日本貸金業協会
会長　小杉　俊二

会員権の消滅について（通知）

貴殿は、沖縄県知事より平成２１年１月１６日付で、貸金業法第２４条の６の６第１項の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第１１条第２項の規定によりその旨通知します。

以上